

一應

此調査上、署名捺印及封印中點に申上り可也
為不備、三知事に、たう片手敷に、訂正可也

岡村利一

並木竹松

岡村幾太郎

殿

第九番

村尾昌三

第三十一番

村野喜平

第十番

加藤市造

第三十二番

平井初五郎

第十一番

高水藤太郎

第三十四番

曾井伸作

吉里武之

昭和二十六年三月二十日福生町議会は定例会を福生町役場に招集する
 一 應招議員九の通り

第一番	並木竹松	第十五番	設樂美知
第四番	田村繁太郎	第十六番	田村福一
第五番	横田素照	第十七番	高橋三郎
第六番	天野由三	第十八番	森田幸茂
第七番	田村信	第十九番	森田誠重
第八番	高橋角花	第二十番	羽村栄吉
第九番	村尾昌三	第二十一番	村野喜平
第十番	加藤市造	第二十二番	平井初五郎
第十一番	高水藤太郎	第二十三番	豊井伸作

第百五番 磯村武夫

第百六番

田村利一

一 今後事件の通り

一 歳計現金並蓄積金入金預入金融機関について

一 昭和十六年度福生町歳入歳出予算流用について

一 寄附受領の件

一 一時借入金の件

一 多摩川仮橋の架橋に関する件

一 町道中道拡張に関する件

一 都費補助道路指定申請に関する件

一 町道排水溝工事施行に関する件

一 小学校設置に関する件

一 道路用地買収に関する件

一 寄附受領に関する件

一 固定資産評価員の任命に関する件

一 昭和十六年度福生町国民健康保険歳入歳出追加更正予算(第三回)

一 昭和十六年度福生町国民健康保険歳入歳出予算

一 福生町国民健康保険条例の一部変更の件

一 一時借入金の件

一 町税不納欠損処分件

一 昭和十六年度福生町国民健康保険歳入歳出予算流用について

一 第三小学校建築工事の公入れに関する件

一 議長(加藤市松)三月二十日午前九時四十五分開会を宣す

一 地方自治法第二十一条の規定により議長の請取によつて出席した者九人通り

町長 岸徳次郎 助役 有藤吉太郎、川窪金吉
本會の書記たる通り

議長 貴井茂代次

一議長(加藤市役) 午前九時五十分開議を宣す

一出席議員たる通り

並木竹松、田村鉄太郎、横田嘉照、天野由三、高橋角造
村茂昌三、加藤市役、高水健太郎、改米美知、田村福一
高橋三郎、森田幸造、森田藏重、羽村栄吉、村野忠平
平井初太郎、貴井伸作、磯村武夫、田村利一

一議長(加藤市役) 本會の会期を五日とする旨を告げる

日程第一(議案第九号) 歳計現金並蓄積金予入金額入金融機関

に付いて

一議長(加藤市役) 本件を議題として第一読会を閉く旨を告げる

書記 朗読

一議長(加藤市役) 本件はつて異議あるか否かを會議に諮りし処金員

異議がないので採決通り決定する旨を告げる

日程第二(議案第十号) 昭和十六年度補正歳入歳出予算案流用について

一議長(加藤市役) 本件を議題として第一読会を閉く旨を告げる

書記 朗読

一議長(加藤市役) 本件はつて異議あるか否かを會議に諮りし処金員

異議がないので採決通り決定する旨を告げる

日程第三(議案第十一号) 寄附受領の件

一議長(加藤市役) 本件を議題として第一読会を閉く旨を告げる

書記 朗読

議長(加藤節造) 本件について異議あるか否かを合議に諮りし、
全員異議がないので原案通り決定する旨を告げる。

日程第廿四議案(主事) 一時借入金の手

議長(加藤節造) 本件を議題とし、第一読会を開く旨を告げる。

書記 朗読

議長(加藤節造) 本件について異議あるか否かを合議に諮りし、
異議のないので原案通り決定する旨を告げる。

日程第廿五議案(主事) 多デリ飯橋架橋に關する事

議長(加藤節造) 本件を議題とし、第一読会を開く旨を告げる。

書記 朗読

議長(有澤大郎) 昨夏夏次の議合に於て既に本件については議題とな
つて居りましたが、その後都と東秋留村との話し合がなつてゐる事

是等橋を架けたいと言ふことになつた

都ではこの橋を架けても直ぐ流されてしまふのではないかと

訊ねたが、内題はあの道路を都の神助道としたい、と述べた、

第一番(森田幸徳) この橋の進行情況はどうか、

議長(有澤大郎) まだ工事には手をつけておられない。

第二番(高橋角虎) 東秋留村との連絡はどうか、

第一番(岸徳次郎) 東秋留村から人夫を出してやるといふことになつ

ていた。

第三番(高橋角虎) 費用の分担等東秋留村と連絡は出来てゐるか、

議長(有澤大郎) まだヒレはない。

第四番(川口金吉) 都の橋梁課にやるのであるが、橋梁課では予算がないので

至者課にやるとの事である、この橋について一番必要なのは東秋留村

であるが、福生町としてこれについての利便があるので負担することにな
この負担について割合をいおするかどうかといふことになるが、東武東上線が
七割負担が三割負担かと思はれる

一、後長(加藤孝吉) 此件について異議あるか否かを会議に諮り、全員異
議がないので、御承知通り決定する旨を告げる

日程第五(後長孝吉) 町道中島折返に關する件

一、後長(加藤孝吉) 此件議題として第一、議案を聞く旨を告げる

書記 朗読

町長(岸徳次郎) 二、中島折返道路は役場東側の道路であつて
これは、川村市計画路線で、現在十米道路があるが、計画は
十八米の中島をとり、昨年十月の建築基準法改正によ
う、二、三道路を計画通りの十八米とするには、議案を決定し、二、三

以内に実施することにはしないと、現在の十米の道路に一杯に
を建てられることになり、今述に建築した家と凸凹がある
ことになるばかりでなく、将来を考へる時、この道路は当初計
画通りの十八米に中島折返が必要である旨を述べる

第五番(横田素照) この案にしておくことを十米道路として建
てられ、もしかたがない、議案、

町長(岸徳次郎) そうです、これを折返する決定をしており、ないし、東
上

一、町長(川村金吉) 計画は、都市計画でやり、工事は地元でやるが、都
からの五割の補助がある

第五番(田村福一) 家が、東上から道路を折返すること、は困難だが、
せまくする、ことは、同業であるので、計画通り折返すること、に

牙六番(森田幸徳) 柳張堤多仁豊議加好、

議表(加藤市松) 本件に關し異議あるや否かを今後以諮りし又

全員異議がなかつたので、東京通り決定する旨を告げる。

日程第六(淺草第五号) 都費補助道 路指定申請に關する件

議院(加藤節也)中議院と云ふ一議會を聞く旨を告ぐ

書記

朗
讀

豐川縣金考 本件は馬今洞光町通となつて居る。福生駅東側の

道跡であつて、横田基地との交通が便利、道跡である由係上

都費神即道に指定申張するものとして提棄したとあるべし

一、後天（加律）中に二是議があるか否かを會議に諮りて又全

道是儀がたのび俾業通り決定する旨を告げり

日程第七(議案第六号)所通排水溝工事極小に因る此

議表(加藤節造) 中休 議題として第一読会を用ゐる旨を告げし

書記

朗讀

町役(川窪金考)失般の議會に於て議決して頂上排水溝工事についで

八札せようとするに違へる

義取(加藤平助)中津につて異議あるか否かを会議に諮りし
久全

眞是識かないのび原素通り課定あり旨也昔々なり

日程第一議案第三七号(一) 小学校設置に關する件

一、漢表(加律中務)按休議題上上第一諸令也用之旨也生子乃

書記

朗
讀

（所収）（并、徳次郎）（第3号）学校の建築については建築局等へ許可
が経つたが、学校設置については、理宜の第一小学校内に第3号学校

を改置するといふことにあると述べる

一議長(加藤市役) 本件については異議あるか否かを会議に諮りし又全

異議がないので専断通り決定する旨を告げる

日程第九(議案第二号) 道路用地買収に關する件

一議長(加藤市役) 本件議題として第一読会を開く旨を告げる

書記 朗読

一助役(川窪金吉) 本件は原と谷戸から多戸村產業部に通する道路

用地に既に協議会に於て承認を得てあるもので工事を失業

救済工事をやつた道路用地である

一議長(加藤市役) 本件については異議あるか否かを会議に諮りし又全

異議がないので専断通り決定する旨を告げる

日程第十(議案第二九号) 寄附受領に關する件

一議長(加藤市役) 本件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記 朗読

一議長(加藤市役) 本件については異議あるか否かを会議に諮りし又全

異議がないので専断通り決定する旨を告げる

日程第十一(議案第三号) 國有資産の評價員の任命について

一議長(加藤市役) 本件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記 朗読

一助役(川窪金吉) 本年度に於ては債券価額に決定したが本年度に

於ては各資産について評価し価額することに依りこれについて評価員

一名を任命することに依りこれに提案したと述べる

一議長(加藤市役) 兼任の場合に於ける報酬は如何にするや

一助役(川窪金吉) 兼任の場合にはあるまい

一議(加藤嘉吉) 中央にこそ異議あるか否かを合議に諮りし如し金矢
異議のないので中央を通り決する旨を告ぐる

（一）議決（加并第壹）午ふの日税を終り暫く休憩する旨を告ぐる

時に年ふ、土時辛丑なり

議長(加藤西海) 再会を告ぐる時十二時五十分出席議員は休憩室と同様なり

日程第一二(儀第一三) 昭和十五年度福壽國民優席係便歲入歳出追加更正
計算(第三回)

一議取(協壽市挽)其件在議題之上第一條合並開く旨也其分否

書記

朗
讀

一、後天（加藤市松）氏に、いふは、後天あるか否かを、金に譲りし、金受、後天
かなひのいふ事、通う、後天あるか否かを、金に譲りし、金受、後天

日程第一三(歲事第一三) 卯和子午年度福生財國民健康保險歲入歳出

算

議長(北澤中務) 本件議題として第一議会を開く旨を告ぐる

書記

朗
談

一、施設者（藤葉郎） 年々算額は前年度に比して二七、三マ内の増となつて
居る。被保険者の受給者について当初は五〇%を見えており、又月日の
経過にフルニニルが一〇%上昇した。受給率が低くなると少くなるが
当町に於ては他町村より四割位受給率が高いと述べてた。

第一番(設樂美知) 初診料は念口拂としたらと言ふことをきくが、これについ
てどうか

二助役(有聲美郎)　　とうしれた事も周くが實際にあつて見えてなく難点があるやうな保険証の書替、社会保険と同様保険証に受診日

日等書き込む方法等も考へらる

第1書(役業美知) 保険料の改訂はしないか

一助役(有藤彦太郎) 二人の議会に於て改訂するやうですが、二人は保険

料になると所得、資産等算定して一人一人の保険料が

異つて来る

議長(加藤中助) 此件について異議があるか否かを会議に諮りし

全員異議がないので、早業通り決定する旨を告げる

日程第四(議案第三三号) 相生国民健康保険條例の部変更

一議長(加藤中助) 此件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記

朗読

議長(加藤中助) 此件について異議があるか否かを会議に諮りし

全欠異議なく、早業通り決定する旨を告げる

日程第五(議案第三四号) 一時借入金

一議長(加藤中助) 此件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記

朗読

議長(加藤中助) 此件について異議があるか否かを会議に諮りし

全員異議がないので、早業通り決定する旨を告げる

日程第六(議案第三五号) 所税不納欠損処分について

一議長(加藤中助) 此件を議題として第一読会を開く旨を告げる

書記

朗読

一助役(川北達金吉) 主業及び副業の滞納者のうち住所不明者並に

差收不能の者について欠損処分をしようとするものがある旨

を告げる

議長(加藤中助) 此件について異議があるか否かを会議に諮りし